

7月は軽自動車税徴収強化月間

軽自動車税の納め忘れはありませんか？ 納期限は5月31日です。

こんなことはありませんか？

Q 毎年4月30日の口座引落としだから、いつもどおり引き落としがされているはず？

A 平成22年度から納期限が5月31日となっています。5月31日に軽自動車税が引き落としされているかどうか確認してください。なお、引き落としされなかった市税などについては再度の引き落としは行っておりませんので、督促状で納付していただくか、税務課または各連絡所で納付書の再発行を受けて納付してください。

Q 車検の前に払えば大丈夫でしょ？

A 納税がされていないと車検を受けても車検証の返還がされません。（※車検証の返還には納税証明書（継続検査用）が必要です）また、納期限を過ぎて納付されると延滞金が発生する場合があります。納税証明書は延滞金も含めて完

税務課管理収納係 ☎② 1 1 3 1
税務課市民税係 ☎② 1 1 3 4

税証明書は延滞金も含めて完

納されないで発行ができません。納期限までの納付をお願いします。

Q もう壊れて使っていない軽自動車の納税通知書が届いたけど？

A 毎年4月1日に軽自動車を所有しているかたには課税がされますので、納付をお願いします。廃車の手続きは軽自動車の種類を確認した上で、それぞれの受付場所にて手続きをお願いします。

● 軽自動車（三輪、四輪）

軽自動車検査協会三重事務所

☎ 059-234-8431

● 250ccを超えるオートバイ

三重運輸支局

☎ 050-5540-2055

● 125ccを越え250cc以下のオートバイ

三重県軽自動車協会

☎ 059-234-8611

● 125cc以下のオートバイ

税務課または市内各連絡所

動産を公売します

税務課特別滞納整理係 ☎② 1 1 3 6

市では、市税などの滞納処分のため差し押さえた財産（動産）を入札方式で公売を行います。買い受けを希望されるかたは、ぜひ入札に参加してください。

ところ 市立図書館2階・会議室（鳥羽市大明東町1番6号）

とき 7月27日（火）
動産公売当日下見会 午前9時～9時45分（下見会会場 市民の森管理棟1階事務所）

入札 午前10時15分～10時30分
開札 午前10時35分
売却決定 7月27日（火）午前11時

買受代金納付期限 7月27日（火）午後1時30分

【動産公売財産D-1】
名称 丸カゴ45 網目小
個数 88個
見積価額 13,200円

同日には、ほかの動産の公売も実施します。詳細については、入札説明書を確認してください。

また、動産公売財産の事前下見会を実施します。

とき 7月5日（月）午前9時～11時30分、7月13日（火）午後1時30分～4時30分

ところ 市民の森管理棟1階事務所（大明東町1番6号）

公売方法 入札方式（最も高い値段で入札されたかたを買い受け人としします）

必要なもの

◆ 入札に参加されるかたは、入札書が必要になります。公売日前日までに税務課または連絡所で、入札書と公売の説明書を受け取ってください。

注意事項

◆ 動産公売に関する説明を当日午前10時から公売場所で行いますので、お越しください。

◆ 公売財産は、その現況などをあらかじめ確認して入札してください。

◆ 公売が中止になる場合がありますので、入札に参加されるかたは、「公売日の前日」に電話で確認の上、お越しください。

市では、市税などの滞納処分のため差し押さえた財産（動産）を入札方式で公売を行います。買い受けを希望されるかたは、ぜひ入札に参加してください。